明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○農業保険法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**三三）　一
〔告示〕
○棚田地域振興法第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を指定する件（**総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境**二）　三
○日本国に帰化を許可する件（**法務**五三）　四
○農業保険法第十五条の規定に基づき、園芸施設共済の共済掛金国庫負担金の限度額を定める件の一部を改正する件（**農林水産**七五一）　五
○農業保険法施行規則第百五十六条第二項第二号イの農林水産大臣が定める率を定める件を廃止する件（**同**七五二）　六
○保安林の指定をする件（**同**七五三、七五四）
○保安林の指定を解除する件（**同**七五五）
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**七五六）
○産業標準化法第四十二条第一項の登録の更新をした認証機関の件（**経済産業**八六）
○高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件（**同**八七）
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の業務を行う事務所の所在地を変更した件（**関東地方整備局**一八一）
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　内閣府　国税庁
〔官庁報告〕
官庁事項
指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務の一部休止に係る公示（国土交通省）
関東地方整備局公示（関東地方整備局）
法務
公証人任免（法務省）
〔公告〕
諸事項
官庁
押収物還付、建築基準適合判定資格者に対する処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

省令

農林水産省令第三十三号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十三条第四項、第百五十七条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合に限る。）、第百五十九条第一項、第百六十条第一項、第百六十一条第一項及び第百七十八条の規定に基づき、農業保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月九日

農林水産大臣　江藤　拓

農業保険法施行規則の一部を改正する省令

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済金額の変更）	（特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済金額の変更）
第百十一条　（略）	**第百十一条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済価額が第八十一条第一項第三号イ又はロに掲げる共済目的の異動により増加したときは、組合員等は当該異動の日の属する基準期間の次の基準期間の開始の日から二週間以内に、共済価額の増加の割合の範囲内で、共済金額の増額を請求することができる。この場合には、組合員等は、事業規程等に特別の定めがある場合を除いては、当該請求をした日から二週間以内に、まだ経過していない共済掛金期間に対する共済掛金（分割支払がされる場合にあっては、その第一回の支払に係るもの）を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、事業規程等に特別の定めがある場合を除いては、組合等が組合員等から当該共済掛金の支払（分割支払がされる場合にあっては、その第一回の支払）を受けた日の翌日からその効力を生ずるものとする。	3　特定肉豚に係る死亡廃用共済の共済価額が第八十一条第一項第三号イ又はロに掲げる共済目的の異動により増加したときは、組合員等は当該異動の日の属する基準期間の次の基準期間の開始の日から二週間以内に、共済価額の増加の割合の範囲内で、共済金額の増額を請求することができる。この場合には、組合員等は当該請求をした日から二週間以内に、まだ経過していない共済掛金期間に対する共済掛金（分割支払がされる場合にあっては、その第一回の支払に係るもの）を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、組合等が組合員等から当該共済掛金の支払（分割支払がされる場合にあっては、その第一回の支払）を受けた日の翌日からその効力を生ずるものとする。
4　（略）	4　（略）